

一 混雜手当

- 一 今年未滿は三丁五七の一年を備す毎に廿日分
- 一 端数は日割を以て支給すること
- 一 相互救済会廃止すること
- 一 公傷の際日本給を支給すること
- 一 二具を完備すること
- 一 食堂改善日のこと
- 一 夕洗湯を設備すること
- 一 但し危廢作業を注立易すること

連盟者有志一同

鈴木一夫
水越 林太郎

本林野久夫
布田 留吉

大正十三年四月九日

理由書

先般三割増給給に依り諸員其業に勵み居るに
 上しかは与うて増給主は三割増給に對する努力
 を強要するが如き冷遇其極に達し且つ之に
 三割増給然に對するは努力するが如き冷遇せし
 者も亦おしし生れ艱難の多き西女亦なり然るに現在
 の工場には流立易なり能く産出せる等辭せり如く
 此の書片冷遇使役し永し安しにして職に耐へ難
 く依つて右の西女が提出せり也 而して三月十八日組

事務ヲ強要スルハ本都念ナリト念職工男一